

お知らせ

送ります介護保険負担割合証

有効な認定を持つ全ての被保険者（8月1日現在）に、介護保険負担割合証を発送します。介護サービスを利用する場合の費用負担は、これまで所得に関わらず1割でしたが、一定額以上の所得がある人は2割負担になります。

8月以降に介護サービスを利用する際は、被保険者証とこの負担割合証を一緒に提示してください。

☎介護高齢課 027-898-6157



介護サービス利用の際は被保険者証と一緒に提示

浄化槽正しく管理しましょう

浄化槽は、管理が適切に行われないと、機能が発揮されず河川を汚してしまいます。そのため、浄化槽の使用（浄化槽管理者）には次の項目を実施することが法律で義務付けられています。なお、公共下水道への切り替えなどにより、浄化槽の使用をやめるときは、手続きが必要です。

法定義務Ⅱ（保守点検）年に4回程度、浄化槽が正常に働くように点検や装置の調整などを行う（清掃）年に1回以上、浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きや装置の洗浄を行う（法定検査）毎年1回、放流水質や維持管理状況などが適正であるかどうかの検査を行う

☐法定検査

浄化槽の規模が50人槽以下の場合、保守点検を委託している業者に依頼して検査を受けられます。費用は5,120円。必ず毎年受けてください。

☎西部清掃事務所 027-253-11009、法定検査については県環境検査事業団 027-280-5222

戦没者遺族に特別弔慰金支給

戦没者の遺族に特別弔慰金国庫債券が支給されます。

対象Ⅱ戦没者などの遺族、1人（4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合、次の順番のとおり）①4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人②戦没者などの子③戦没者などの死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、兄弟姉妹（婚姻や養子縁組により氏が変わっている人は除く）④③以外の父母、孫、兄弟姉妹

⑤①④以外の3親等以内の親族（戦没者の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限る）

支給内容Ⅱ25万円、5年償還の記名国債  
☎平成30年4月2日(月)までに社会福祉課 027-898-6142へ

中小企業退職金の悩みを解決

中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。この制度の掛け金は全額非課税で、その一部を国と市が助成しています。



旧前東商高の施設を貸し出し

旧前東商高の体育館や軽スポーツ室、グラウンドなどの利用について、10月以降の利用調整会議を行います。なお、大会での利用者は、7月26日(日)までに宮城体育館（☎027-283-8735）へ事前に連絡してください。

日時Ⅱ7月29日(水)午後7時  
会場Ⅱ大胡地区農村環境改善センター

対象Ⅱ市内に在住・在勤・在学する人が過半数を占める10人以上の団体  
☎当日会場へ直接

まえばしネットの更新手続き

まえばしネットを利用している人は、適正な個人情報管理のため、登録情報の確認が必要になりました。平成26年8月31日までに利用登録し、今後も利用を希望する人は、来年4月30日(土)までに、次の施設で更新手続きをしてください。

更新受付施設Ⅱ市民体育館仮設事務所、宮城体育館、大渡温泉プール、六供温泉プール、総合運動公園、大胡総合運動公園  
☎スポーツ課 027-898-5832

高齢者が元気に暮らせる社会に  
まえばしスマイルプランを策定



「まえばしスマイルプラン（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）」を策定しました。元気な人も支援や介護を必要とする人も、自分らしく安心して、生き生きとした生活を送れるまちづくりに取り組みます。

☐重点的な取り組み

●地域包括ケアシステムの構築  
①多職種協働によるネットワークを構築するため、地域ケア会議を開催②住み慣れた地域での生活が継続できるよう医療・介護の関係機関の連携を推進③認知症の人が安心して生活を送るための施策を展開④多様なサービスの仕組

みづくりに努める。  
●施設整備の計画的な推進  
①グループホームと小規模多機能型居宅介護の設置を3つの圏域に計画②特別養護老人ホームの整備を高齢化率の高い市内中心部で優先的に進める。  
●給付の適正化  
①介護給付サービスが本来の効果を挙げられるよう、ケアプランの検証、医療情報との突合などの適正化事業を実施②認定審査の質の維持・向上を図るため、認定調査員や認定審査会委員への研修などを実施。  
☎介護高齢課 ☎027-898-6152

生活元気度チェック表を送付

介護が必要とならないよう心身の機能低下を予防するためには、自分の心身の状態を知ることが大切です。本市では、65歳以上（4月1日現在）で要支援・要介護認定を受けていない人に、生活元気度チェック表を

届けています。4月から9月生まれの人には8月に、10月から3月生まれの人には来年2月に郵送します。自己チェックによって介護予防の意識を高め、日々の生活で実践しましょう。  
☎介護高齢課 027-898-6133

また、預金口座から振替ができ、退職金は直接退職者に支払われるため、管理が簡単です。その他に、加入後の掛け金月額の変更や、パートタイマーなどの短時間労働者も加入できるなどの特色があります。  
優秀な人材の確保や従業員の労働意欲向上のためにも、安全・確実なこの制度を、ぜひ、利用してください。

木造住宅を資格者が耐震診断

耐震診断調査資格者が、耐震診断を実施し、地震に弱い部分や倒壊する可能性の有無を調査。耐震性が不足する場合は、耐震改修の補助制度が利用できます。対象住宅Ⅱ次の全てを満たす市内の木造住宅、先着20戸。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅か併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）②平屋か2階建て③在来軸組み工法で建築  
費用Ⅱ1,000円  
用意する物Ⅱ印鑑、確認通知書などの図面  
☎7月21日(火)～8月14日(金)に市役所建築指導課（☎027-898-6752）へ直接

市長 コラム



ようこそ市長室へ  
スマートフォンまたは  
タブレット端末でご覧ください

前橋市を支え合う社会にしましょう。市民同士の支え合い、市役所と市民の支え合い……

例えば、災害が起きたときに大切なのはご近所同士での助け合いです。

地域の力を信じ、地域活動に積極的に参加してください。

犯罪もそうです。詐欺などの犯罪者からは孤立した人が狙われやすいとされています。

防犯委員、交通指導員、民生委員・児童委員、いきいきサロンや地域の行事を運営する人の善意に感謝します。みなさんの活動が地域の絆を強くしてくださっています。

今後も力をお貸し下さい。